

北海道告示第11499号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和5年11月13日

北海道知事 鈴木 直道

市町村名	都市計画の種類
旭川市	地区計画（豊岡龍谷地区）